

【事案 I - 5】 契約無効および掛金返還請求

・平成 30 年 2 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容の運転者年齢条件が従来の「30 歳以上限定保障」から「26 歳以上限定保障」に変更されており、それに伴い共済掛金が上昇していることが判明したことから、共済制度変更によって「30 歳以上限定保障」区分を廃止後、平成 26 年 3 月の契約更新時において、申立人の意思にもとづかない一方的な契約内容変更であり、平成 26 年以降の契約は無効であるとして、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人らは申立人に対し、一方的な契約内容（運転者年齢条件）変更以降の共済掛金 134,160 円を返還せよ、との判断を求める。

- (1) 平成 29 年 5 月、契約証書を見て、自分の契約内容が従前の「30 歳以上限定」から「26 歳以上限定」に変更されていることに気付いた。
- (2) 事実関係を確認すると平成 26 年 3 月の契約更新時に変更され、その分だけ掛金も上昇していた。
- (3) 被申立人らは、文書送付により制度変更の内容を告知しており、契約変更の正当性を主張するが、当方の知る限り、文書送付の事実確認はできていない。また文書送付による一方的な契約内容変更には承服できない。
- (4) 申立人が「35 歳以上限定」の契約内容に変更する際に求められた手続と同等の手続を求めるのであれば、平成 26 年の契約更新手続きの適格性にも疑義が生じる。

<共済団体の主張>

本件申立にかかる共済掛金の返還請求について、返還事由が存在しない、との裁定を求める。

- (1) 自動継続特約について

本件契約は自動継続特約となっており、継続意思確認日までに申立人から契約継続しない旨の意思表示がない場合には、約款・事業規約所定の契約内容で継続される。

- (2) 制度変更（運転者年齢 30 歳以上限定保障特約の廃止）について

被申立人らは平成 25 年の共済制度変更により、運転者年齢 30 歳以上限定保障特約が廃止され、運転者年齢 26 歳以上限定保障特約および運転者年齢 35 歳以上限定保障特約のみ選択可能となった。

- (3) 制度変更時の措置について

上記の制度変更時、被申立人らは本件契約について、運転者年齢 26 歳以上限定保障特約として継続した。

(4) 制度変更時における情報提供について

被申立人らは、下記①～④の方法により、制度変更について契約者に周知している。

- ① 「自動車共済自動継続内容確認・共済掛金払込案内書」を送付。
- ② 「自動車共済制度変更のご案内」を送付(上記①に同封)して、運転者年齢別条件区分の見直しについて説明した。
- ③ 運転者年齢 30 歳以上限定保障特約の契約者に対しては、「自動車共済掛金水準見直しに関するご案内」(チラシ様式、ハガキ様式)を送付し、注意を促した。

(5) 本件契約の有効性について

被申立人らは、上記(4)の方法により、制度変更について情報提供している。また本件制度変更の内容は年齢条件の変更という理解が容易な内容であり、かつその変更内容を容易に認識できる方法で告知していることから、説明および情報提供義務は果たしている。また平成 26 年から平成 29 年にかけて 4 回に渡り、本件契約は自動更新されており、申立人はその都度、共済証書、約款・事業規約を受領している。そのため仮に申立人が本件制度変更気付かず契約を更新したとしても契約の法的効果が否定されるいわれはない、と考える。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続きを終了した。

- (1) 制度変更時において、共済者が共済契約の内容を契約者の個別の同意なくして一方的に変更できるかという点について、申立人は当事者の一方である自分の同意なくして共済者が契約内容を変更することはできず、当該変更は無効であると主張した。しかし、審議会においては、申立人の主張は一般的な契約についてはあてはまるものの、約款契約(銀行業や保険・共済事業等において、事業者が、特定種類の大量同型の取引を合理的に処理するための法的技術として、あらかじめ一定書式で定型的に作成された約款を、多数の当事者との各個の契約の内容として画一的に使用することにより成り立つ種類の契約)においては、契約者は、個別条項の内容を了知していなくても、原則として約款・事業規約の拘束力に服さなければならないとするのが一般的解釈であることを確認した。
- (2) 本件においては、平成 24 年 4 月 1 日以降始期日の契約用の約款・事業規約において、自動継続特約第 5 条において、「継続後契約には、継続日における約款・事業規約および共済掛金率を適用」する旨を定めている。また同 25 年 10 月 1 日以降始期

日の契約用の約款・事業規約の自動継続特約第4条2項においては、「継続後契約は、組合が制度・共済掛金率等を変更した場合には、次に定める内容に基づき、継続するものとします。ア. 継続後契約には、継続日における制度・共済掛金率等を適用」する旨を定めており、いずれも自動継続後は、継続直前の期間中に変更された約款・事業規約内容や共済掛金率が継続日における共済約款および共済掛金率として適用されることになる。また自動継続意思確認日までに被申立人らが定める手続によりこの特約を適用しない旨の申立人の意思表示はなかったため、審議会としては、本件掛金問題に関しとられた被申立人らの取扱いに違法性はないものと判断した。

(3) また、申立人は本件共済制度変更について何の通知や案内を受けなかったと主張した。一方、被申立人らは、「運転者年齢 30 歳以上限定保障特約でご契約の皆さまへ～自動車共済掛金率水準見直しに関するご案内」を各該当契約者のもとに送付した旨を主張した。この送付が実際にあったのか否か、あったとして申立人のもとへ届いていたのか否か、これらは審議会の判断の域を超える事実認定問題であり、送付はあったものと判断するのが通常であると判断した。

(4) 申立人においては、毎年の契約継続の都度に新しい契約内容を注意深く確認していれば、早期に自分の意向に沿わない内容であることに気づき、以後継続しない途を選ぶこともできた。また本件特約のもと、これまでリスクに対して保障を受け続けてきた。